

相 談 事 例

ID： 02-03-026

相談タイトル

太陽光パネルを設置した屋根材について

Q：ご相談内容

2012年に太陽光パネルを設置したが、設置した屋根材については太陽光パネルを設置できないものといわれた。屋根材はコロニアルで、塗装屋さんが見に来たときに「この屋根材には太陽光パネルをのせてはいけないことが、2008年に法律で決まっているはずだ」と言われた。施工したのは2012年なので、そのことが本当であれば、法律違反と思うがどのように対応したら良いか。

A：回答

2010年に国土交通省で「太陽光発電パネルの設置工事に係る施工・検査基準」が策定されており、また、各種メーカーの施工基準（築年数、基準風速、塩害、積雪等）はありますが、使用してはいけない屋根材についての「法律」での禁止事項等はこちらでは確認していません。コロニアル（カラーベスト）屋根には設置できないとは認識していません。指摘された塗装業者の方に、もう一度確認され法律の名称等を確認し、実際に指摘された内容通りであれば、設置業者には是正を求めるか、法的取扱いを弁護士会の相談窓口等に問合せ見てはと考えます。なお、住まいの相談センターでも無料の法律相談を実施しています。